

昭和二十六年法律第二百二十二号

民事調停法

目次

第一章 総則

第一節 通則(第一条―第二十三条)

第二節 民事調停官(第二十三条の二―第二十三条の五)

第二章 特別

第一節 宅地建物調停(第二十四条―第二十四条の三)

第二節 農事調停(第二十五条―第三十条)

第三節 商事調停(第三十一条)

第四節 飲害調停(第三十二条・第三十三条)

第五節 交通調停(第三十三条の二)

第六節 公害等調停(第三十三条の三)

第三章 罰則(第三十四条―第三十八条)

附則

第一章 総則

第一節 通則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、民事に関する紛争につき、当事者の互譲により、条理にかなない実情に即した解決を図ることを目的とする。

(調停事件)

第二条 民事に関して紛争を生じたときは、当事者は、裁判所に調停の申立てをすることができる。

(管轄)

第三条 調停事件は、特別の定めがある場合を除いて、相手方の住所、居所、営業所若しくは事務所の所在地を管轄する簡易裁判所又は当事者が合意で定める地方裁判所若しくは簡易裁判所の管轄とする。

2 調停事件は、日本国内に相手方(法人その他の社団又は財団を除く。)の住所及び居所がないとき、又は住所及び居所が知れないときは、その最後の住所地を管轄する簡易裁判所の管轄に属する。

3 調停事件は、相手方が法人その他の社団又は財団(外国の社団又は財団を除く。)である場合において、日本国内にその事務所若しくは営業所がないとき、又はその事務所若しくは営業所の所在地が知れないときは、代表者その他の主たる業務担当者の住所地を管轄する簡易裁判所の管轄に属する。

4 調停事件は、相手方が外国の社団又は財団である場合において、日本国内にその事務所又は

営業所がないときは、日本における代表者その他の主たる業務担当者の住所地を管轄する簡易裁判所の管轄に属する。

(移送等)

第四条 裁判所は、調停事件の全部又は一部がその管轄に属しないと認めるとき(次項本文に規定するときを除く。)は、申立てにより又は職権で、これを管轄権のある地方裁判所又は簡易裁判所に移送しなければならない。ただし、事件を処理するために特に必要があると認めるときは、職権で、土地管轄の規定にかかわらず、事件の全部又は一部を他の管轄裁判所に移送し、又は自ら処理することができる。

2 裁判所は、調停事件の全部又は一部がその管轄に属しないと認める場合であつて、その事件が家事事件手続法(平成二十三年法律第五十二号)第二百四十四条の規定により家庭裁判所が調停を行うことができる事件であるときは、職権で、これを管轄権のある家庭裁判所に移送しなければならない。ただし、事件を処理するために特に必要があると認めるときは、土地管轄の規定にかかわらず、事件の全部又は一部を他の家庭裁判所に移送することができる。

3 裁判所は、調停事件がその管轄に属する場合においても、事件を処理するために適当であると認めるときは、職権で、土地管轄の規定にかかわらず、事件の全部又は一部を他の管轄裁判所に移送することができる。

第四条の二 調停の申立ては、申立書を裁判所に提出してしなければならない。

2 前項の申立書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当事者及び法定代理人

二 申立ての趣旨及び紛争の要点

(調停機関)

第五条 裁判所は、調停委員会で調停を行う。ただし、裁判所が相当であると認めるときは、裁判所だけでこれを行うことができる。

2 裁判所は、当事者の申立てがあるときは、前項ただし書の規定にかかわらず、調停委員会で調停を行わなければならない。

第六条 調停委員会は、調停主任一人及び民事調停委員二人以上で組織する。

(調停主任等の指定)

第七条 調停主任は、裁判官の中から、地方裁判所が指定する。

2 調停委員会を組織する民事調停委員は、裁判所が各事件について指定する。

(民事調停委員)

第八条 民事調停委員は、調停委員会で調停に関与するほか、裁判所の命を受けて、他の調停事件について、専門的な知識経験に基づく意見を述べ、嘱託に係る紛争の解決に関する事件の關係人の意見の聴取を行い、その他調停事件を処理するために必要な最高裁判所の定める事務を行う。

2 民事調停委員は、非常勤とし、その任免に關して必要な事項は、最高裁判所が定める。

(民事調停委員の除斥)

第九条 民事調停委員の除斥については、非訟事件手続法(平成二十三年法律第五十一号)第一条、第十三条第二項、第八項及び第九項並びに第十四条第二項の規定(忌避に関する部分を除く。)を準用する。

2 民事調停委員の除斥についての裁判は、民事調停委員の所属する裁判所とする。

(手当等)

第十条 民事調停委員には、別に法律で定めるところにより手当を支給し、並びに最高裁判所の定めるところにより旅費、日当及び宿泊料を支給する。

(利害關係人の参加)

第十一条 調停の結果について利害關係を有する者は、調停委員会の許可を受けて、調停手続に参加することができる。

2 調停委員会は、相当であると認めるときは、調停の結果について利害關係を有する者を調停手続に参加させることができる。

(調停前の措置)

第十二条 調停委員会は、調停のために特に必要があると認めるときは、当事者の申立てにより、調停前の措置として、相手方その他の事件の關係人に対して、現状の変更又は物の処分を禁止その他調停の内容たる事項の実現を不能にし又は著しく困難ならしめる行為の排除を命ずることができる。

2 前項の措置は、執行力を有しない。

(調停手続の指揮)

第十二条の二 調停委員会における調停手続は、調停主任が指揮する。

(期日の呼出し)

第十二条の三 調停委員会は、調停手続の期日を定めて、事件の關係人を呼び出さなければならない。

(調停の場所)

第十二条の四 調停委員会は、事件の実情を考慮して、裁判所外の適当な場所で調停を行うことができる。

(調書の作成)

第十二条の五 裁判所書記官は、調停手続の期日について、調書を作成しなければならない。ただし、調停主任においてその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(記録の閲覧等)

第十二条の六 当事者又は利害關係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、調停事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は調停事件に関する証明書の交付を請求することができる。

2 民事訴訟法(平成八年法律第九号)第九十一条第四項及び第五項の規定は、前項の記録について準用する。

(事実の調査及び証拠調べ等)

第十二条の七 調停委員会は、職権で事実の調査をし、かつ、申立てにより又は職権で、必要と認める証拠調べをすることができる。

2 調停委員会は、調停主任に事実の調査又は証拠調べをさせることができる。

(調停をしない場合)

第十三条 調停委員会は、事件が性質上調停をするのに適当でないとき、又は当事者が不当な目的のみだりに調停の申立てをしたと認めるときは、調停をしないものとして、事件を終了させることができる。

(調停の不成立)

第十四条 調停委員会は、当事者間に合意が成立する見込みがない場合又は成立した合意が相当でないとき、これを調書に記載したときは、調停が成立したものとし、その記載は、裁判上の和解と同一の効力を有する。

第十五条 第十一条から前条までの規定は、裁判官だけで調停を行う場合に準用する。

第十六条 調停において当事者間に合意が成立し、これを調書に記載したときは、調停が成立したものとし、その記載は、裁判上の和解と同一の効力を有する。

第十七条 裁判所は、調停委員会の調停が成立する見込みがない場合において相当であると認め

るときは、当該調停委員会を組織する民事調停委員の意見を聴き、当事者双方のために公平に考慮し、一切の事情を見て、職権で、当事者双方の申立ての趣旨に反しない限度で、事件の解決のために必要な決定をすることができ、この決定においては、金銭の支払、物の引渡しその他の財産上の給付を命ずることができない。
 (異議の申立て)

第十八条 前条の決定に対しては、当事者又は利害関係人は、異議の申立てをすることができない。その期間は、当事者が決定の告知を受けた日から二週間とする。

2 裁判所は、前項の規定による異議の申立てが不合法であると認めるときは、これを却下しなければならぬ。

3 前項の規定により異議の申立てを却下する裁判に対する即時抗告は、執行停止の効力を有する。

4 適法な異議の申立てがあったときは、前条の決定は、その効力を失う。

5 第一項の期間内に異議の申立てがないときは、前条の決定は、裁判上の和解と同一の効力を有する。

(調停不成立等の場合の訴の提起)
第十九条 第十四条(第十五条において準用する場合を含む。)の規定により事件が終了し、又は前条第四項の規定により決定が効力を受けた場合において、申立人がその旨の通知を受けた日から二週間以内調停の目的となつた請求について訴えを提起したときは、調停の申立ての時に、その訴えの提起があつたものとみなす。
 (調停の申立ての取下げ)

第十九条の二 調停の申立ては、調停事件が終了するまで、その全部又は一部を取り下げることができる。ただし、第十七条の決定がされた後であつては、相手方の同意を得なければ、その効力を生じない。
 (付調停)

第二十条 受訴裁判所は、適当であると認めるときは、職権で、事件を調停に付した上、管轄裁判所に処理させ又は自ら処理することができる。ただし、事件について争点及び証拠の整理が完了した後において、当事者の合意がない場合には、この限りでない。

2 前項の規定により事件を調停に付した場合において、調停が成立し又は第十七条の決定が確定したときは、訴えの取下げがあつたものとみなす。

3 第一項の規定により受訴裁判所が自ら調停により事件を処理する場合には、調停主任は、第七條第一項の規定にかかわらず、受訴裁判所がその裁判官の中から指定する。
4 前三項の規定は、非訟事件を調停に付する場合について準用する。
 (調停が成立した場合の費用の負担)

第二十條の二 調停が成立した場合において、調停手続の費用の負担について特別の定めをしなかつたときは、その費用は、各自が負担する。

2 前条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)及び第二十四條の二第二項の規定により調停に付された訴訟事件又は非訟事件について調停が成立した場合において、訴訟費用及び非訟事件の手続の費用の負担について特別の定めをしなかつたときは、その費用は、各自が負担する。

(訴訟手続等の中止)
第二十條の三 調停の申立てがあつた事件について訴訟が係属しているとき、又は第二十条第一項若しくは第二十四條の二第二項の規定により事件が調停に付されたときは、受訴裁判所は、調停事件が終了するまで訴訟手続を中止することができる。ただし、事件について争点及び証拠の整理が完了した後において、当事者の合意がない場合には、この限りでない。

2 前項の規定は、調停の申立てがあつた事件について非訟事件が係属しているとき、又は第二十条第四項において準用する同条第一項の規定により非訟事件が調停に付されたときについて準用する。
 (終局決定以外の決定に対する即時抗告)

第二十一條 調停手続における終局決定以外の決定に対しては、この法律に定めるもののほか、最高裁判所規則で定めるところにより、即時抗告をすることができ、(当事者に対する住所、氏名等の秘匿)

第二十一條の二 調停手続における申立てその他の申述については、民事訴訟法第一編第八章の規定を準用する。この場合において、同法第三十三條第一項中「当事者」とあるのは、「当事者又は参加人(民事調停法第十一條(同法第十五條において準用する場合を含む。))の規定により調停手続に参加した者をいう。第百三十三條の四第一項、第二項及び第七項において同じ。」と、同法第百三十三條の二第二項中「訴訟記録等(訴訟記録又は第百三十二條の四第一

項の処分の申立てに係る事件の記録をいう。第百三十三條の四第一項及び第二項において同じ。）」とあるのは、「調停事件の記録」と、同法第百三十三條の四第一項中「者は、訴訟記録等」とあるのは、「当事者若しくは参加人又は利害關係を疎明した第三者は、調停事件の記録」と、同条第二項中「当事者」とあるのは、「当事者又は参加人」と、「訴訟記録等」とあるのは、「調停事件の記録」と、同条第七項中「当事者」とあるのは、「当事者若しくは参加人」と読み替えるものとする。
 (非訟事件手続法の準用)
第二十二條 特別の定めがある場合を除いて、調停に關しては、その性質に反しない限り、非訟事件手続法第二編の規定を準用する。ただし、同法第四十條、第四十二條の二及び第五十二條の規定は、この限りでない。
 (この法律に定めない事項)
第二十三條 この法律に定めるもののほか、調停に關して必要な事項は、最高裁判所が定める。
第二節 民事調停官
第二十三條の二 民事調停官は、弁護士で五年以上その職にあつたものうちから、最高裁判所が任命する。
2 民事調停官は、この法律の定めるところにより、調停事件の処理に必要な職務を行う。
3 民事調停官は、任期を二年とし、再任されることができる。
4 民事調停官は、非常勤とする。
5 民事調停官は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して解任されることがない。
 一 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第七條各号のいずれかに該当するに至つたとき。
 二 心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき。
 三 職務上の義務違反その他民事調停官たるに適しない非行があると認められたとき。
6 この法律に定めるもののほか、民事調停官の任免に關して必要な事項は、最高裁判所規則で定める。
 (民事調停官の権限等)
第二十三條の三 民事調停官は、裁判所の指定を受けて、調停事件を取り扱う。
2 民事調停官は、その取り扱う調停事件の処理について、次条第三項ただし書に規定する権限

並びにこの法律の規定(第二十二條において準用する非訟事件手続法の規定を含む。)及び特定債務等の調整の促進のための特定調停に關する法律(平成十一年法律第五十八号)の規定において裁判官が行うものとして規定されている民事調停及び特定調停に關する権限(調停主任に係るものを含む。)のほか、次に掲げる権限を行うことができる。
 一 第四條、第五條第一項ただし書、第七條第二項、第八條第一項、第十七條、第三十條(第三十三條において準用する場合を含む。)において準用する第二十八條、第三十四條及び第三十五條の規定において裁判所が行うものとして規定されている民事調停に關する権限
 二 第二十二條において準用する非訟事件手続法の規定(同法第十三條及び第十四條第三項本文(同法第十五條において準用する場合を含む。))の規定を除く。)において裁判所が行うものとして規定されている権限であつて民事調停に關するもの
 三 特定債務等の調整の促進のための特定調停に關する法律の規定において裁判所が行うものとして規定されている特定調停に關する権限

3 民事調停官は、獨立してその職権を行う。
4 民事調停官は、その権限を行うについて、裁判所書記官に対し、その職務に關し必要な命令をすることができ、この場合において、裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)第六十條第五項の規定は、民事調停官の命令を受けた裁判所書記官について準用する。
 (民事調停官の除斥及び忌避)
第二十三條の四 民事調停官の除斥及び忌避については、非訟事件手続法第十一條、第十二條並びに第十三條第二項から第四項まで、第八項及び第九項の規定を準用する。

2 非訟事件手続法第十三條第五項各号に掲げる事由があるとして忌避の申立てを却下する裁判があつたときは、前項において準用する同条第四項本文の規定にかかわらず、調停手続は停止しない。
3 民事調停官の除斥又は忌避についてはその民事調停官の所属する裁判所が、簡易裁判所に所属する民事調停官の除斥又は忌避についてはその裁判所の所在地を管轄する地方裁判所が、裁

並びにこの法律の規定(第二十二條において準用する非訟事件手続法の規定を含む。)及び特定債務等の調整の促進のための特定調停に關する法律(平成十一年法律第五十八号)の規定において裁判官が行うものとして規定されている民事調停及び特定調停に關する権限(調停主任に係るものを含む。)のほか、次に掲げる権限を行うことができる。
 一 第四條、第五條第一項ただし書、第七條第二項、第八條第一項、第十七條、第三十條(第三十三條において準用する場合を含む。)において準用する第二十八條、第三十四條及び第三十五條の規定において裁判所が行うものとして規定されている民事調停に關する権限
 二 第二十二條において準用する非訟事件手続法の規定(同法第十三條及び第十四條第三項本文(同法第十五條において準用する場合を含む。))の規定を除く。)において裁判所が行うものとして規定されている権限であつて民事調停に關するもの
 三 特定債務等の調整の促進のための特定調停に關する法律の規定において裁判所が行うものとして規定されている特定調停に關する権限

3 民事調停官は、獨立してその職権を行う。
4 民事調停官は、その権限を行うについて、裁判所書記官に対し、その職務に關し必要な命令をすることができ、この場合において、裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)第六十條第五項の規定は、民事調停官の命令を受けた裁判所書記官について準用する。
 (民事調停官の除斥及び忌避)
第二十三條の四 民事調停官の除斥及び忌避については、非訟事件手続法第十一條、第十二條並びに第十三條第二項から第四項まで、第八項及び第九項の規定を準用する。

2 非訟事件手続法第十三條第五項各号に掲げる事由があるとして忌避の申立てを却下する裁判があつたときは、前項において準用する同条第四項本文の規定にかかわらず、調停手続は停止しない。
3 民事調停官の除斥又は忌避についてはその民事調停官の所属する裁判所が、簡易裁判所に所属する民事調停官の除斥又は忌避についてはその裁判所の所在地を管轄する地方裁判所が、裁

並びにこの法律の規定(第二十二條において準用する非訟事件手続法の規定を含む。)及び特定債務等の調整の促進のための特定調停に關する法律(平成十一年法律第五十八号)の規定において裁判官が行うものとして規定されている民事調停及び特定調停に關する権限(調停主任に係るものを含む。)のほか、次に掲げる権限を行うことができる。
 一 第四條、第五條第一項ただし書、第七條第二項、第八條第一項、第十七條、第三十條(第三十三條において準用する場合を含む。)において準用する第二十八條、第三十四條及び第三十五條の規定において裁判所が行うものとして規定されている民事調停に關する権限
 二 第二十二條において準用する非訟事件手続法の規定(同法第十三條及び第十四條第三項本文(同法第十五條において準用する場合を含む。))の規定を除く。)において裁判所が行うものとして規定されている権限であつて民事調停に關するもの
 三 特定債務等の調整の促進のための特定調停に關する法律の規定において裁判所が行うものとして規定されている特定調停に關する権限

3 民事調停官は、獨立してその職権を行う。
4 民事調停官は、その権限を行うについて、裁判所書記官に対し、その職務に關し必要な命令をすることができ、この場合において、裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)第六十條第五項の規定は、民事調停官の命令を受けた裁判所書記官について準用する。
 (民事調停官の除斥及び忌避)
第二十三條の四 民事調停官の除斥及び忌避については、非訟事件手続法第十一條、第十二條並びに第十三條第二項から第四項まで、第八項及び第九項の規定を準用する。

2 非訟事件手続法第十三條第五項各号に掲げる事由があるとして忌避の申立てを却下する裁判があつたときは、前項において準用する同条第四項本文の規定にかかわらず、調停手続は停止しない。
3 民事調停官の除斥又は忌避についてはその民事調停官の所属する裁判所が、簡易裁判所に所属する民事調停官の除斥又は忌避についてはその裁判所の所在地を管轄する地方裁判所が、裁

判をする。ただし、前項の裁判は、忌避された民事調停官がすることが出来る。

(民事調停官に対する手当等)

第二十三条の五 民事調停官には、別に法律で定めるところにより手当を支給し、並びに最高裁判所の定めるところにより旅費、日当及び宿泊料を支給する。

第二章 特別

第一節 宅地建物調停

(宅地建物調停事件・管轄)

第二十四条 宅地又は建物の貸借その他の利用関係の紛争に関する調停事件は、紛争の目的である宅地若しくは建物の所在地を管轄する簡易裁判所又は当事者が合意で定めるその所在地を管轄する地方裁判所の管轄とする。

(地代借賃増減請求事件の調停の前置)

第二十四条の二 借地借家法(平成三年法律第九十号)第十一条の地代若しくは土地の借賃の額の増減の請求又は同法第三十二条の建物の借賃の額の増減の請求に関する事件について訴えを提起しようとする者は、まず調停の申立てをしなければならぬ。

2 前項の事件について調停の申立てをすることなく訴えを提起した場合には、受訴裁判所は、その事件を調停に付さなければならない。ただし、受訴裁判所が事件を調停に付することを適当でないと認めるときは、この限りでない。

(地代借賃増減調停事件について調停委員会が定める調停条件)

第二十四条の三 前条第一項の請求に係る調停事件については、調停委員会は、当事者間に合意が成立する見込みがない場合又は成立した合意が相当でないと認める場合において、当事者間に調停委員会の定める調停条件に服する旨の書面による合意(当該調停事件に係る調停の申立ての後に変更されたものに限る。)があるときは、申立てにより、事件の解決のために適当な調停条件を定めることができる。

2 前項の調停条件を調査に記載したときは、調停が成立したものとみなし、その記載は、裁判上の和解と同一の効力を有する。

第二節 農事調停

(農事調停事件)

第二十五条 農地又は農業経営に付随する土地、建物その他の農業用資産(以下「農地等」という。)の貸借その他の利用関係の紛争に関する調停事件については、前章に定めるもののほか、この節の定めるところによる。

(管轄) 第二十六条 前条の調停事件は、紛争の目的である農地等の所在地を管轄する地方裁判所又は当事者が合意で定めるその所在地を管轄する簡易裁判所の管轄とする。

(小作官等の意見陳述)

第二十七条 小作官又は小作主事は、調停手続の期日に出席し、又は調停手続の期日外において、調停委員会に対して意見を述べることが出来る。

(小作官等の意見聴取)

第二十八条 調停委員会は、調停をしようとするときは、小作官又は小作主事の意見を聴かなければならない。

(裁判官の調停への準用)

第二十九条 前二条の規定は、裁判官だけで調停を行う場合に準用する。

(移送等への準用)

第三十条 第二十八条の規定は、裁判所が、第四条第一項ただし書若しくは第三項の規定により事件を移送し若しくは自ら処理しようとし、又は第十七条の決定をしようとする場合に準用する。

第三節 商事調停

(商事調停事件について調停委員会が定める調停条件)

第三十一条 第二十四条の三の規定は、商事の紛争に関する調停事件に準用する。

第四節 鉱害調停

(鉱害調停事件・管轄)

第三十二条 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)に定める鉱害の賠償の紛争に関する調停事件は、損害の発生地を管轄する地方裁判所の管轄とする。

(農事調停等に関する規定の準用)

第三十三条 第二十四条の三及び第二十七条から第三十条までの規定は、前条の調停事件に準用する。この場合において、第二十七条及び第二十八条中「小作官又は小作主事」とあるのは、「経済産業局長」と読み替えるものとする。

第五節 交通調停

(交通調停事件・管轄)

第三十三条の二 自動車の運行によって人の生命又は身体が害された場合における損害賠償の紛争に関する調停事件は、第三条に規定する裁判所のほか、損害賠償を請求する者の住所又は居所の所在地を管轄する簡易裁判所の管轄とする。

第六節 公害等調停 (公害等調停事件・管轄)

第三十三条の三 公害又は日照、通風等の生活上の利益の侵害により生ずる被害に係る紛争に関する調停事件は、第三条に規定する裁判所のほか、損害の発生地又は損害が発生するおそれのある地を管轄する簡易裁判所の管轄とする。

第三章 罰則

(不出頭に対する制裁)

第三十四条 裁判所又は調停委員会の呼出しを受けた事件の關係人が正当な事由がなく出頭しないときは、裁判所は、五万円以下の過料に処する。

(措置違反に対する制裁)

第三十五条 当事者又は参加人が正当な事由がなく第十二条(第十五条において準用する場合を含む。)の規定による措置に従わないときは、裁判所は、十万円以下の過料に処する。

(過料についての決定)

第三十六条 前二条の過料の決定は、裁判官の命令で執行する。この命令は、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。

2 前項に規定するもののほか、過料についての決定に関しては、非訟事件手続法第五編の規定(同法第十九条並びに第二百一条第一項及び第二十二條の規定並びに同法第二百十條及び第二百一十條の規定中檢察官に関する部分を除く。)並びに刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三百三十一号)第五百八条第一項本文及び第二項並びに第五百十四條の規定を準用する。

(評議の秘密を漏らす罪)

第三十七条 民事調停委員又は民事調停委員であった者が正当な事由がなく評議の経過又は調停主任若しくは民事調停委員の意見若しくはその多少の数を漏らしたときは、三十万円以下の罰金に処する。

(人の秘密を漏らす罪)

第三十八条 民事調停委員又は民事調停委員であった者が正当な事由がなくその職務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

附則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和二十六年十月一日から施行する。

(借地借家調停法等の廃止)

第二条 借地借家調停法(大正十一年法律第四十一号)、小作調停法(大正十三年法律第十八号)、商事調停法(大正十五年法律第四十二号)及び金銭債務臨時調停法(昭和七年法律第二十六号)は、廃止する。

号)、商事調停法(大正十五年法律第四十二号)及び金銭債務臨時調停法(昭和七年法律第二十六号)は、廃止する。

(従前の調停事件)

第十三条 この法律施行前に裁判所が受理した調停事件については、なお従前の例による。

(調停委員となるべき者の選任等)

第十四条 この法律施行前に従前の法律の規定によつてした調停委員となるべき者の選任は、この法律の適用については、同法の規定によつてした選任とみなす。

2 この法律施行後に同法の規定によつてした調停委員となるべき者の選任は、従前の法律の適用については、同法の規定によつてした選任とみなす。

3 前二項の規定は、調停主任の指定に準用する。

(罰則の適用)

第十五条 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なを従前の例による。

2 小作調停法又は金銭債務臨時調停法による調停委員又は調停委員であった者のこの法律施行後の行為に対する罰則の適用についても、前項と同様とする。但し、従前の規定中「千円」とあるのは「五千円」とする。

3 この法律施行後の行為に対して従前の過料に関する規定を適用する場合には、その規定中「五十円」とあるのは「三千円」とし、「五百円」とあるのは「五千円」とする。但し、従前の家事審判法の規定中「五百円」とあるのは「三千円」とする。

4 この法律施行後に従前の例によるべき場合であっても、過料の裁判又は審判及びその執行については、第三十六条又はこの法律による改正後の家事審判法第二十九条の規定を適用する。

附則 (昭和四十六年四月六日法律第四二五号)

この法律(第一条を除く。)は、昭和四十六年七月一日から施行する。

附則 (昭和四十九年五月二四日法律第五五号)

(施行期日) 1 この法律は、昭和四十九年十月一日から施行する。

(経過措置) 2 この法律の施行前に調停委員会においてした手続及び裁判所がした調停委員の意見の聴取

は、この法律による改正後の民事調停法又は家事審判法の規定により調停委員会においてした手続及び裁判所がした民事調停委員又は家事調停委員の意見の聴取とみなす。

3 この法律の施行前に調停委員、調停の補助をした者又は参与員がした執務に係る旅費、日当及び宿泊料又は止宿料の支給については、なお従前の例による。

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

5 この法律の施行前に調停委員であつた者がこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用についても、前項と同様とする。

附則（昭和五十四年三月三〇日法律第五号）抄

1 この法律は、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）の施行の日（昭和五十五年十月一日）から施行する。

2 この法律の施行前に申し立てられた民事執行、企業担保権の実行及び破産の事件については、なお従前の例による。

3 前項の事件に関し執行官が受ける手数料及び支払又は償還を受ける費用の額については、同項の規定にかかわらず、最高裁判所規則の定めるところによる。

附則（昭和五十七年八月二四日法律第八号）抄

1（施行期日） この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。

2（罰則に関する経過措置） この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成三年一〇月四日法律第九一号）抄

1（施行期日） この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行前に訴えが提起された場合における借地借家法（平成三年法律第九十号）第十一條の地代若しくは土地の借賃の額の増減の請求又は同法第三十二條の建物の借賃の額の増減の請求の事件に関しては、なお従前の例による。

3 改正後の第二十四條の三の規定は、この法律の施行の際現に裁判所に係属している前項の請求に係る調停事件についても、適用する。

4 商事の紛争に関する調停事件又は鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）に定める鉱害の賠償の紛争に関する調停事件でこの法律の施行前に改正前の第三十一條第一項（改正前の第三十三條において準用する場合を含む。）に規定する書面による合意がされているものについては、なお従前の例による。

附則（平成二年二月二二日法律第一六〇号）抄

1（施行期日） この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五十五條、第千三百六六條、第千三百二十四條第二項、第千三百二十六條第二項及び第千三百四十四條の規定 公布の日

附則（平成一五年七月二五日法律第一二八号）抄

1（施行期日） この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略
二 第三条（民事訴訟費用等に関する法律第四條第二項及び第七項の改正規定を除く。）及び第二章並びに附則第三条から第五条までの規定 平成十六年一月一日

附則（平成二六年二月三日法律第一五二号）抄

1（施行期日） この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

3（罰則の適用に関する経過措置） この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

4（政令への委任） 附則第三条から第十条まで、第二十九条及び前二條に規定するもののほか、この法律

の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二三年五月二五日法律第五三三号）抄

この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

附則（令和四年五月二五日法律第四八号）抄

1（施行期日） この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに附則第六十條中商業登記法（昭和三十八年法律第二百五十五号）第五十二條第二項の改正規定及び附則第二百二十五條の規定 公布の日
二 第一条の規定、第四條中民事訴訟費用等に関する法律第二十八條の二第一項の改正規定及び同法別表第一の一七の項イの改正規定（「取消し」の申立ての下に）、「秘匿決定を求むる申立て、秘匿事項記載部分の閲覧等」の請求をすることができる者を秘匿決定に係る秘匿対象者に限る決定を求むる申立て、秘匿決定等の取消しの申立て、秘匿決定等により閲覧等が制限される部分につき閲覧等を行うことの許可を求むる申立て」を加える部分に限る。）、第五條中人事訴訟法第三十五條の改正規定、第六條の規定並びに第九條中民事執行法第五十六條の改正規定、同法第五十七條第四項の改正規定、同法第六十一條第一項の改正規定、同法第六十一條の次に一條を加える改正規定、同法第六十五條第一號の改正規定、同法第六十六條第一項第一號の改正規定、同法第六十七條の十四一項の改正規定及び同法第六十七條の十四一項の改正規定並びに附則第四十五條及び第四十八條の規定、附則第七十一條中民事保全法（平成元年法律第九十一號）第五十條第五項の改正規定、附則第七十三條の規定、附則第八十二條中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三十六號）第三十條第四項の改正規定及び同法第三十六條第五項の改正規定並びに附則第八十六條、第九十一條、第九十八條、第一百二十二條、第一百十五條及び第一百十七條の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

（政令への委任） 第二百二十五條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

1（施行期日） この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九條の規定 公布の日

附則（令和五年五月一七日法律第二八号）抄

1（施行期日） この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略
二 第一条中刑事訴訟法第三百四十四條に一項を加える改正規定、第二条中刑法第九十七條及び第九十八條の改正規定並びに第三条中出入国管理及び難民認定法第七十二條の改正規定（第一號を削り、第二號を第一號とし、第三號から第八號までを一號ずつ繰り上げる部分に限る。第六號において「第七十二條第一號を削る改正規定」という。）並びに附則第五條第一項及び第二項、第八條第四項並びに第二十條の規定、附則第二十四條中国際受刑者移送法（平成十四年法律第六十六號）第四十二條の改正規定、附則第二十七條中刑事收容施設及び被收容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十號）第二百九十三條の改正規定、附則第二十八條第三項、第三十條及び第三十一條の規定、附則第三十二條中少年鑑別所法（平成二十六年法律第五十九號）第三百二十二條の改正規定、附則第三十五條のうち、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七號。以下「刑法等一部改正法」という。）第三條中刑事訴訟法第三百四十四條の改正規定の改正規定及び刑法等一部改正法第十一條中少年鑑別所法第三百二十二條の改正規定を削る改正規定並びに附則第三十六條及び第四十條の規定 公布の日から起算して二十日を経過した日

三 第一条のうち、刑事訴訟法目次、第九十三條及び第九十五條の改正規定、同條の次に三

条を加える改正規定、同法第九十六条の改正規定、同法第一編第八章に二十三条を加える改正規定（第九十八条の二及び第九十八条の三に係る部分に限る。）、同法第二百八条の二の次に三条を加える改正規定、同法中第二百七十八條の二を第二百七十八條の三とし、第二百七十八條の次に一条を加える改正規定、同法第三百四十三條の次に二条を加える改正規定、同法第三百九十条の次に一条を加える改正規定、同法第四百二條の次に一条を加える改正規定、同法第七編中第四百七十一條の前に章名を付する改正規定、同法第四百八十四條の改正規定、同條の次に一条を加える改正規定、同法第五百二條及び第五百七條の改正規定、同法中同條を第五百八條とし、第五百六條の次に章名及び一条を加える改正規定並びに同法本則に八條を加える改正規定並びに第四条及び第五条の規定並びに次条第一項及び第二項、附則第三條、第七條第一項、第八條第一項及び第二項並びに第十二條の規定、附則第十三條中刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）第一條第三項の改正規定、附則第十四條及び第十五條の規定、附則第十六條中日本國とアメリカ合衆國との間の相互協力及び安全保障條約第六條に基づく施設及び区域並びに日本國における合衆國軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和二十七年法律第三十八號）以下「日米地位協定刑事特別法」という。）第十三條の改正規定、附則第十七條中日本國における國際連合の軍隊に対する刑事裁判權の行使に関する議定書の実施に伴う刑事特別法（昭和二十八年法律第二百六十五號）以下「日国連裁判權議定書刑事特別法」という。）第五條の改正規定、附則第十九條中日本國における國際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和二十九年法律第五百一十一號）以下「日国連地位協定刑事特別法」という。）第五條の改正規定、附則第二十四條中國際受刑者移送法第二十一條の改正規定（第四百八十四條）を「第四百八十四條から第四百八十五條まで、第四百八十六條」に改める部分を除く。）、附則第二十五條の規定、附則第二十六條中裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三號）第六十四條第一項の表第四十三條第四項、第六十九條、第七十六條第三項、第八十五條、第八十八條

第三項、第二百二十五條第一項、第六百六十三條第一項、第六百六十九條、第二百七十八條の二第二項、第二百九十七條第二項、第三百十六條の十一の項の改正規定（第二百七十八條の二第二項）を「第二百七十八條の三第二項」に改める部分に限る。）、附則第二十七條中刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百八十六條の改正規定、附則第二十八條第一項の規定並びに附則第三十七條中刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八號）第四百九十一條第七項の改正規定（公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日）
第四十條 第二号施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附則（令和五年六月一日法律第五三三號）
 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 一 第三十二章の規定及び第三百八十八條の規定
 二 第一条中民事執行法第二十二條第五号の改正規定、同法第二十五條の改正規定、同法第二十六條の改正規定、同法第二十九條の改正規定（「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。）、同法第九十一條第一項第三号の改正規定、同法第四百十一條第一項第三号の改正規定、同法第四百八十一條第一項の改正規定、同法第四百八十九條の改正規定及び同法第九十三條第一項の改正規定、第十二條、第三十三條、第三十四條、第三十六條及び第三十七條の規定、第四十二條中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九條第二項の改正規定、第四十五條の規定（民法第九十八條第二項及び第二百五十一條第四項の改正規定を除く。）、第四十七條中鉄道抵当法第四十一條の改正規定及び同法第四十三條第三項の改正規定、第四十八條及び第四章の規定、第八十八條中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十一條の規定、第八十五條中配偶者からの暴力の防止及び被害者の

保護等に関する法律第十二條第三項の改正規定、第九十八條の規定並びに第三百八十七條の規定（公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日）
 三 第一条中民事執行法第十八條の次に一条を加える改正規定、同法第二十七條の改正規定、同法第二十九條の改正規定（「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分に限る。）、同法第三十三條第一項の改正規定、同法中第八十六條を第八十八條の二とし、第八十五條の次に三条を加える改正規定（同法第八十五條の二及び第八十五條の三を加える部分を除く。）、同法第九十二條に五項を加える改正規定、同法第九十一條の改正規定（第八十五條並びに「第八十五條から第八十六條まで及び」に改める部分に限る。）、同法第四百四十二條第二項の改正規定、同法第六百六十六條第二項の改正規定、同法第六百六十七條の十一第七項の改正規定（第九十二條第一項）の下に「及び第三項から第七項まで」を加える部分に限る。）、同法第九十九條の次に二条を加える改正規定、同法第二百零九條の次に二条を加える改正規定、第四十七條中鉄道抵当法第五十九條に二項を加える改正規定、第六十三條中民事調停法の目次の改正規定、同法第六十七條に一項を加える改正規定及び同法第二章に一節を加える改正規定、第六十七條中企業担保法第十七條第二項の改正規定（「第十八條」の下に「第十八條の二」を加える部分に限る。）及び同法第五十五條の改正規定、第八十八條中民事訴訟費用等に関する法律附則を同法附則第一条とし、同條に見出しを付し、同法附則に二條を加える改正規定、第九十四條中船舶の所有者等の責任の制限に関する法律第五十九條の次に一条を加える改正規定、第一百十條中民事保全法第四十六條の改正規定（「第十八條」の下に「第十八條の二」を加える部分に限る。）、第三百三十條中金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第六十六條の改正規定及び同法第二百三十二條の改正規定、第四百四十五條中民事再生法第一百五條の次に一条を加える改正規定及び同法第五百五十三條第三項の改正規定（「民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第八十五條」を「民事執行法第八十五條から第八十六條まで」に改める部分に限る。）、第六百六十一條第一項の規定、第二

百二條中会社更生法第一百十條第三項の改正規定（「民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第八十五條」を「民事執行法第八十五條から第八十六條まで」に改める部分に限る。）及び同法第六十五條の次に一条を加える改正規定、第二百十六條第一項の規定、第二百十九條中民事訴訟法第九條に一項を加える改正規定及び同法第三十三條に二項を加える改正規定、第二百四十九條中破産法第二百一十一條の次に一条を加える改正規定、同法第三百二十六條の次に一条を加える改正規定及び同法第九十一條第三項の改正規定（「第八十五條」の下に「から第八十六條まで」を加える部分に限る。）、第二百六十五條第一項の規定、第三百四條中非訟事件手続法第三十三條第四項の改正規定、同法第四十三條の改正規定及び同法第四十七條第一項の改正規定、第三百二十六條中家事事件手続法第四十條の改正規定、同法第四十九條の改正規定、同法第五十四條第一項の改正規定、同法第五十九條の改正規定、同法第六十條第二項の改正規定（「及び第二項」を「から第三項まで」に改める部分に限る。）、同法第八十四條第一項の改正規定（「第三項まで」を「第四項まで」に改める部分及び「高等裁判所に」と「の」の下に「第五十九條第三項中「家庭裁判所及び」とあるのは「高等裁判所及び」とを加える部分に限る。）、同法第二百六十條第一項第六号の改正規定及び同法第二百六十一條第五項の改正規定、第三百四十一條中國際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第七十條の改正規定、同法第七十五條第一項の改正規定、同法第八十條に一項を加える改正規定及び同法第三百三條第六項の改正規定並びに第三百五十六條中消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第五十三條の改正規定（「第八十七條の二」を削る部分に限る。）、民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行の日